

藤井正大法律事務所 H21.4.1 No.1

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デカビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

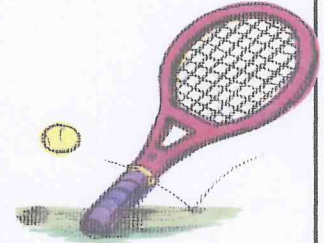
*ご不明点などございましたらお気軽にお尋ね下さい。また、お近くに配信をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください(メール配信も可能です)。

No.1 (H21.4.1) 同窓会や町内会も簡単に法人に? メリットは?

Q 同窓会や町内会も簡単に法人にできるようになったと聞きましたが、本当ですか。スポーツのサークルも可能ですか。法人にするとどのようなメリットがありますか。

A ★簡便な手続きによる法人格取得

平成20年12月1日施行の「一般社団法人及び財団法人に関する法律」で同窓会や町内会、スポーツや趣味のサークル、学術の研究会など営利を目的としない幅広い団体が、公益性の有無にかかわらず、登記のみによって簡便に社団法人・財団法人(一般社団法人・一般財団法人と呼ばれます)にすることができますようになりました。行政庁の許認可はもちろん不要です。



☆一般社団法人を設立するには

団体の構成員として2名以上は必要ですが、団体の規則である定款につき公証人の認証を受け、設立時の理事を定め、その理事の調査を経て、主たる事務所の所在地を管轄する法務局に登録を申請すれば、完了です。財団法人のように設立時に基礎となる財産を準備する必要もありません。

★法人化するメリット

- 法人自体の名義で銀行口座の開設や財産の登記や登録が可能です。代表者や構成員の名義のままでは代表者等の死亡や内紛が生じた場合、団体の財産と個人の財産との分別が不明瞭になりやすく深刻なトラブルの原因になるおそれもあります。
- 団体が権利義務の主体になることから、団体の負う責任は個人には及ばず、団体と社員、社員相互間の権利義務関係が明確になり、団体と取引をする第三者の保護を図ることが出来ます。
- 運営全般に行政庁が監督することはなく、自主的に運営できます。会員に共通の利益を図る活動を目的としたり、非営利が徹底された法人であれば、収益事業をしない限り、法人税も非課税になります。

(次回の話題) 亡父の株券の所在が不明なまま株券が廃止になったが、相続人はどうすれば? (H21.5.1 予定)